

令和3年度
福島町議会定例会
5月会議議案

説明資料

福島町

令和3年度福島町議会定例会 5月会議議案説明資料 目次

議案 番号	件 名	頁
1	町税条例の一部改正について	1
2	令和3年度福島町一般会計補正予算(第2号)	
	歳入説明資料	4
	歳出事務事業別説明資料	5

議案第 1 号関係

町税条例の一部改正について

1 提案の理由について

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）等が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、町税条例（昭和30年福島町条例46号）の一部を改正しようとするものであります。

2 主な改正内容について

主な改正内容は、国の令和3年度税制改正大綱（令和2年12月21日閣議決定）によるものであり、次のとおり条例の改正をしようとするものです。

（1）個人町民税

① 住宅ローン控除の見直し【令和3年4月1日施行】

所得税において、控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者についても、所得税から控除しきれなかった額を、現行制度と同じく控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置を講ずるための改正を行います。

※現行制度と同様に、減収額は全額国費で補填されます。

（2）固定資産税

① 土地にかかる固定資産税等の負担調整措置【令和3年4月1日施行】

令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置を含め、土地に係る負担調整措置を継続します。その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活を取り巻く状況が変化したことを踏まえ、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く措置を講ずるための改正を行います。

(3) 軽自動車税

① 環境性能割の税率区分の見直し、臨時的軽減の延長【令和3年4月1日施行】

ア 軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し

新たな燃費基準（2030年度基準）の下で、税率の適用区分を見直すための改正を行います。

[現行] 令和元、2年度

区分		税率
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車		非課税
ガソリン車 ハイブリッド車 LPG車	2020年度基準 +20%達成	
	2020年度基準 +10%達成	
2020年度基準 達成		1%
上記以外		2%

[改正案] 令和3、4年度

区分		税率
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車		非課税
ガソリン車 ハイブリッド車 LPG車	2030年度基準 85%達成	
	2030年度基準 75%達成	
クリーンディーゼル車	2030年度基準 60%達成	1%
上記以外 又は2020年度基準未達成車		2%

イ 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長

令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車を対象とする環境性能割の臨時的軽減措置（税率を1%分軽減）について、適用期限をさらに9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするための改正を行います。

※この措置による減収額は全額国費で補填されます。

対象車の燃費基準値達成度等	税率	臨時的軽減
電気自動車等、2030年度基準 75%以上達成	非課税	非課税
2030年度基準 60%達成	1%	非課税
上記以外又は2020年度基準未達成車	2%	1%

② 種別割のグリーン化特例（軽課税率）の見直し【令和3年4月1日施行】

種別割において講じている、燃費性能等に優れた軽自動車を取得した年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（種別割のグリーン化特例（軽課税率））について、対象区分の重点化及び基準の切り替えを行い、適用期限を2年間延長するための改正を行います。

対象・要件等		特例措置の内容
乗用車※1	電気自動車	75%軽減
軽貨物車	天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)	

※1 営業用乗用車のうち、ガソリン車(ハイブリッド車を含む)について、令和2年度基準達成かつ令和12年度基準90%達成車両については概ね50%軽減、令和2年度基準達成かつ令和12年度基準70%達成車両については概ね25%軽減。

3 施行期日について

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用します。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行します。

- (1) 第1条中町税条例第33条の7第1項第1号の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中町税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日

◆議案第2号関係 令和3年度一般会計補正予算(第2号) 歳入説明資料

1 3 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金 (単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明
					区分	金額	
35	2 民生費国庫補助金	6,709	2,550	9,259	3 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	1,550	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 1,550
	◆低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業の実施に伴う増(補助率10/10)				4 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	1,000	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 1,000

1 7 款 繰入金 2 項 基金繰入金 (単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明
					区分	金額	
35	1 財政調整基金繰入金	179,000	161	179,161	1 財政調整基金繰入金	161	財政調整基金繰入金 161
	◆今回の補正に係る、財源調整による増額 これにより、今年度の財政調整基金からの繰入額は、179,161千円となります。						

1 9 款 諸収入 5 項 雑入 (単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明
					区分	金額	
35	1 雑入	58,878	99	58,977	4 保険料負担金収入	99	会計年度任用職員等社会保険料負担金収入 99
	◆低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業に係る会計年度任用職員社会保険料負担金収入の増						

■議案第2号関係 令和3年度一般会計補正予算(第2号) 事務事業別説明資料

課名 町民課

議案 ページ	新 継	民生費 2項：児童福祉費 5目：子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	予 算 額		財 源 内 訳	説明（事業の目的・主な増減）	(単位：千円)
			補正前の額	補正額			
39	新	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	0	2,810	2,810	<p>【事業目的】 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の家計の経常収支が大きく悪化していることを踏まえ、特別給付金を支給する。</p> <p>【主な増減】 給料585(フルタイム会計年度任用職員給料)、職員手当229(時間外勤務手当212、通勤手当17)、共済費206(社会保険料198、労働保険料8)、需用費230(消耗品費135、印刷製本費95)、役務費10(通信運搬費)、負担金・補助及び交付金1,550(子育て世帯生活支援特別給付金)</p> <p>【事業内容等】 ひとり親世帯以外の児童手当等受給世帯のうち、住民税均等割が非課税の者に対し児童1人あたり5万円の特別給付金を支給</p>	
					国庫支出金 2,550 諸収入 99 一般財源 161		